

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

請求の手続き

老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、令和5年度において、所得額が前年より低下したこと等により、新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方には、令和5年9月頃から順次、日本年金機構から簡易な年金生活者支援給付金請求書(はがき型)をお送りする予定です。届きましたら同封のハガキに必要事項を記入して提出(投函)して下さい。令和6年1月4日までに請求手続きが完了しますと令和5年10月分からさかのぼってうけとる事ができます。

※すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です

対象となる方

老齢年金

生活者支援給付金

給付金を受け取れる方
(以下の全てを満たす方)

- 65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
- 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- 前年の公的年金等の収入金額(※1)とその他の所得との合計額が878,900円以下(※2)である。
- ※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。
- ※2 778,900円を超え878,900円以下の場合、「補足的老齢年金生活者支援給付金」を支給。
- 給付額:月額5,140円を基準に保険料納付済期間等に応じて算出されます。

障害年金

生活者支援給付金

給付金を受け取れる方
(以下の全てを満たす方)

- 障害基礎年金の受給者である。
- 前年の所得(※1)が4,721,000円(※2)以下である。
- ※1 障害年金等の非課税収入は給付金の判定に用いる所には含まれません。
- ※2 扶親族等の数に応じて増額。
- 給付額:障害等級2級の方
5,140円(月額)
:障害等級1級の方
6,425円(月額)

遺族年金

生活者支援給付金

給付金を受け取れる方
(以下の全てを満たす方)

- 遺族基礎年金の受給者である。
- 前年の所得(※1)が4,721,000円(※2)以下である。
- ※1 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。
- ※2 扶養親族等の数に応じて増額。
- 給付額5,140円(月額)

お知らせ

ご不明の点は、下の連絡先までお問い合わせ下さい。

- うるま市役所 市民課 国民年金係 ☎973-5498
- コザ年金事務所 ☎933-2267
- 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

